

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）要旨

「企業年金等の健全な育成を図ること」について

平成22年8月

年金局企業年金国民年金基金課(中村博治課長)[主担当]

1. 政策体系上の位置付け

【政策体系】

基本目標Ⅸ 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること

施策大目標1 老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること

施策中目標3 企業年金等の健全な育成を図ること

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標1) 企業年金制度等の健全な育成を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	—	—	27	31	25
(決算額)(百万円)				(14)	—

注) 平成20年度以降予算上の項の組み替えがあったため、それ以降を記載しています。

平成20年度の決算額については、項「企業年金等普及促進費」で計上したため、それ以降を記載しています。

3. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。

(指標・目標値) 企業年金等の加入者数・1,656万人(平成22年度末)

制度改善に係る企画立案状況・必要な制度改善

指標と目標値(達成水準/達成時期)						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	企業年金等の加入者数 (1,539万人/平成21年度末 1,656万人/平成22年度末)	1167万人	1248万人	1,329万人	1,419万人	1,517万人
達成率		70.5%	75.4%	80.3%	85.7%	91.6%
2	制度の改善に係る企画立案状況	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ(業務報告書)						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	確定給付企業年金の加入者数	384万人	430万人	506万人	570万人	647万人
2	確定拠出年金の加入者数	180万人	227万人	280万人	321万人	352万人
3	厚生年金基金の加入者数	531万人	522万人	478万人	466万人	460万人
4	国民年金基金の加入者数	73万人	69万人	65万人	61万人	58万人
5	確定給付企業年金の規約件数	1430	1940	3099	5008	7405
6	企業型確定拠出年金の規約件数	1866	2313	2710	3043	3301
【調査名・資料出所、備考等】 生命保険協会・信託協会・JA共済連 「企業年金の受託概況」 国民年金基金連合会「国民年金基金の概要」 厚生労働省調べ(業務報告書)						

(指標の分析：有効性の評価)

○指標として設定している企業年金等の加入者数については、毎年徐々に増加傾向にあります。

→ 企業年金の対象者は全体として徐々に、しかし着実に増えており、企業年金に加入することによって、企業又は従業員の自主的な努力により、老後の所得確保が図られている者は増加していると言えることから、「老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること」に対し、本施策は有効であると考えられます。

※ 増加要因として、確定給付企業年金及び確定拠出年金の加入者数が、制度創設以来、順調に増加していることが挙げられます。特に、確定給付企業年金については、平成24年3月末に廃止が決定している適格退職年金からの移行や、厚生年金基金の代行返上（国の代わりに給付している厚生年金部分を国に返還し、代行部分のない確定給付企業年金になること）により、近年、その増加幅が増しているものと考えられます。

※ 国民年金基金については、就業構造の変化や厳しい社会経済状況等により、加入者数は減少傾向にあり、今後とも制度の安定的な運営を図るための取組が必要です。

(効率性の評価)

○国費の負担増を伴う方法によるのではなく、企業年金等の制度改善を行うことで、事業主や従業員にとって魅力的な制度を用意し、実施・加入してもらい事業主や従業員の老後の所得確保に向けた自主的な努力を促すことにより、国民の老後の所得保障の充実を図るという目的を果たしており、本施策は効率的であると考えられます。

(今後の方向性)

○今後、現在国会において提出している「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案（年金確保支援法案）」が成立した場合には、迅速かつ的確に施行準備を進めるとともに、引き続き関係者からの意見を聴取しつつ、更なる制度改善に努めてまいります。

4. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下の□で囲んだ方向で検討します。

- ・ 廃止
- ・ 見直しの上 (増額／現状維持／減額)
- ・ 見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

企業年金等に係る特別法人税について課税撤廃を求める等の税制改正要望を検討します。

(3) 機構・定員について

企業年金制度の企画・審査業務の充実・改善を図るため必要な人員の確保について検討します。

(4) 指標の見直しについて

特になし。